

特産振興営農型太陽光発電事業に係るプロポーザル実施要領

令和8年7月

株式会社まちエネいけだ

1 事業の趣旨

現在池田町では、脱炭素先行地域として各種の再エネ開発事業に取り組んでいる。その中で、豊富な水資源を活かした小水力発電と並んで、太陽光発電も地域エネルギーとして大きな期待が寄せられている。

一方で、太陽光発電を設置する場所は、山際の中山間地では日照不足により採算性が悪く、日照条件の良い優良農地を転用すれば食料供給や営農活動への懸念もある。そのため、地域エネルギーと地域一次産業の両立のためには、営農しながら太陽光発電に取り組む方式いわゆるソーラーシェアリングが必要となってくる。

このソーラーシェアリングは、農業経営を基本とする農地に整備するものであるから、当然農地法などの各法令を遵守する必要があるが、設置構造の基準もあるが、適切に農業経営ができるための基準を満たすこととなっており、遮光率や生産性の基準が問われるとともに、町の基幹作業である農業経営を発展・振興させるものでなくてはならない。

そこで、株式会社まちエネいけだ(以下「まちエネいけだ」という。)は、池田町と連携して、町が保有する非農地(かつ、農業生産ができる雑種地)を利用して、農業生産を軸としたソーラーシェアリングを行うこととした。

本事業は、その施設整備事業者を定めるためのプロポーザルであり、事業者とまちエネいけだと池田町が主体となり、地域の農業公社を巻き込んで、農業生産を支援する太陽光発電のプロジェクトとして進めるものである。

2 プロポーザル事業の意義

この要領は、特産振興営農型太陽光発電事業(以下「本事業」という。)における必要な事項を定めるものである。

なお、当該プロポーザルは、参加意欲の高い事業者を見極め、池田町の未来を創造する太陽光発電設備を整備するためのものであり、あらかじめ本事業の概要、参加資格等、要求水準書を通知し、参加資格を有する事業者の提出した提案書について、提案内容の書類審査及び評価を行うことにより、本事業の内容に最も適した事業者を選定する手続きを規定する。

3 事業の概要

(1) 事業名

特産振興営農型太陽光発電事業

(2) 事業内容

池田町の管理するバイオマス熱供給施設敷地内にあるの農地状の土地(現状は雑種地)にて、太陽光発電施設を整備し、ソーラーシェアリングに取り組む。

(3) 事業概要

①設置場所

福井県今立郡池田町藪田 3-5-1、3-6-1、3-7-1

②設置する太陽光発電施設

- ・藤棚式ソーラー／3種類の角度をつけた藤棚式ソーラー発電施設
(実験をするための対照区の面積も確保する)
- ・一軸追尾式太陽光発電
(実験をするための対照区の面積も確保する)

(4) 工期

契約締結日から令和9年3月末頃まで

(5) 提案上限額

事業費は24,000千円(消費税及び地方消費税を含まない額)を上限とし、この金額を超える提案は無効とする。

(6) 前金払

着手時として契約額40%以内の相当額を支払う。完成時に残額を支払う。
なお、40%以内の具体的な金額は協議の上、定める。

(7) 発注方式

採択された事業者との間で、まちエネいけだが契約を締結する。

4 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 事業者等における資格要件

- ア 事業者及び当該関連会社が提案する太陽光発電施設の導入実績を有していること
- イ 提案する太陽光発電施設以外にも、太陽光発電に関して総合的な知見、技術力を有していること
- ウ 履行期限内に本事業の履行完了が可能な体制を有し、かつ提案時の総括責任者が本事業を一貫して担当することが可能であること
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと
- カ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- キ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ケ プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)の提出期日から審査完了の日までの期間において、いずれかの自治体における指名停止を受けていないこと

5 プロポーザルに係るスケジュール(予定)

日 程	内 容
令和8年7月 6日(月)	プロポーザルの公表
令和8年7月10日(金)	質問書の提出期限
令和8年7月17日(金)	質問書に対する回答最終期限
令和8年7月22日(水)	提案書提出期限

6 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月22日(水)午後4時30分まで

(2) 提出先

〒910-2512

福井県今立郡池田町稲荷36-25-1

株式会社まちエネいけだ事務所 [TEL:0778-44-8064](tel:0778-44-8064)

e-mail: e-power@eneikeda.jp

※提出は、電子メールおよび郵送とすること

※郵送は、提出期間内に必着とすること

※電子メール受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること

(3) 提出書類

ア 提案書(様式に従って記載する)

まちエネいけだの求める水準に合致している点や、特別の提案については、わかるように記載すること。また、設置後のメンテナンスやアフターサービスの体制や内容を記載すること。

イ 見積書(経費内訳書)

本体価格、付属品価格、諸経費、その他必要経費等の内訳が分かるよう記載すること

なお、工期については、①藤棚式ソーラーパネル導入、②一軸追尾式ソーラーパネル導入、③キュービクルつなぎ込みに分かれることがありうることから、それぞれの見積書を作成した上で、①+②+③の総括シートを作成すること。

ウ 参考資料

提案する太陽光発電施設のカatalog等

その他、提案や推奨することがあれば提出すること

7 質疑および回答

本要領および要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月17日(金)午後4時30分まで

(2) 提出先

6(2)のとおり。なお、電子メールによる送付のみとする。

(3) 提出方法

質問書に質問事項を記載し、メールで提出すること

※受信確認のため電話で提出した旨を連絡すること

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、随時メールで回答する。

※個別回答は行わないが、質問の趣旨確認のためまちエネいけだから連絡することがある。

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった提案書の審査は、選定委員会において下記の方法で行うこととする。

(2) 評価の方法

選定委員会は、別示「審査基準シート」の評価項目について審査し、評価点を決定するものとする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項に該当するときは選考対象から除外する。

ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ その他不正行為が認められたとき

9 選定

まちエネいけだは、選定委員会の報告を受け、審査結果の順位の最上位提案者を導入予定業者として選定する。また次順位の提案者を次点事業者として選定する。

10 通知の結果

選定結果については、すべての事業者それぞれに通知する。なお選定結果の詳細についての問い合わせには、一切応じない。

11 契約

(1) 契約の締結

ア 選定委員会の審査結果に基づき、まちエネいけだが導入予定業者として決定した事業者と契約する。

イ 但し、導入予定業者が契約締結までにいずれかの地方公共団体の指名停止を受けた場合、参加要件を欠いていることが明らかとなった場合のほか、当該契約を辞退した場合は、次順位の者を新たに導入予定業者として手続きを行うものとする。

エ 導入予定業者は、池田町物品契約約款に準じ、要求水準書等(要求水準書、本要領および質問に対して発注者が公表した回答)に従い本業務を履行すること。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金については、池田町財務規則(昭和 45 年池田町規則第 1 号)(平成 14 年 12 月 24 日改正)第 122 条の規定に準じて、その規定を適用する。

(3) 変更契約

ア 契約後において、発注者の指示により仕様変更等を指示した場合には、発注者及び導入請負者双方の協議により当初契約の内容及び契約額の変更を行うことがある。

12 その他

- ア 申込及び提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- イ 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類は、原則として提出後の記載内容の変更を認めない。
- オ 提出書類は、提案の審査以外の目的に使用しない。
- カ 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、導入予定業者として選定された者が作成した書類については、まちエネいけだが必要と認める場合において、導入予定者にあらかじめ通知したうえで、その一部又は全部を無償で使用するすることができるものとする。
- ケ 提案書等に虚偽の記載をした場合には、今後、まちエネいけだとの契約を行わないほか、池田町発注工事等指名業者選考委員会規程(昭和 59 年5月 31 日制定)に準じた措置として、池田町における指名停止措置を行うことがある。
- コ 本件に係る情報公開請求があった場合には、池田町情報公開条例(平成 28 年 12 月 15 日制定)に準じ、その条例に基づいて提出書類等を公開することがある。
- サ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器類等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加事業者が負う。

13 附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。